

# 「(仮称) 座間市市民協働推進条例素案」に係る 市民説明会及びアンケート調査結果からの意見 について

## 市民説明会概要

- 開催日 平成26年3月16日(日) 午前10時～11時30分
- 開催場所 青少年センター3階 3-1・3-2会議室
- 内容 (仮称) 座間市市民協働推進条例素案の概要説明と質疑応答
- 参加人数 17人

市民説明会で出された質問の中から検討事項についての考え方を示しました。また、条例を策定している座間市市民協働推進条例検討委員会の下部組織であり、庁内の若手職員から組織されているワーキンググループによって、市民説明会の際に、参加者に対して、アンケート調査を行いました。その調査結果の中から、意見を抜粋し、考え方を示しました。

## 市民説明会及びアンケート調査からの意見抜粋

### ○（仮称）座間市市民協働推進条例に関する意見

|   | 意見概要   | 意見に対する考え   |
|---|--|--|
| 1 | 協働のチェック機関ができるのか。   | 市民と市が協働していることを協働ではないというチェックはできませんが、協働を推進するために、第9条において座間市市民協働推進会議を組織します。<br>また、現行の座間市相互提案型協働事業審査会についても、名称を変えて座間市市民協働推進会議が包括するかどうか今後検討します。 |
| 2 | 条例と規則を一緒に示してほしい。   | 規則は今後作成していく予定となっておりますので、検討してまいります。   |
| 3 | 市民も協働の担い手としてまちづくりに関して、当該者意識をもつ、責任をもつ、自立する、成長する等の表現を追加したらどうか。 | 基本的には、市民に対して強制的なニュアンスの表現を用いるのは避けるべきと考えます。また、第4条の「自発性」に包括されていると捉えることもできます。  |
| 4 | 第3条第2項「公開性と透明性」、同じような意味なので、「透明性」のみでよいのではないか。                 | 意味が異なるため、併記すべきと考えます。   |
| 5 | 市民の責務、行政の責務という考え方が必要ではないか。                                   | それぞれの見出しは「役割」と表現し、詳細については、規則や個々の協定等で定める予定です。   |
| 6 | 「対等」についての説明を明記するべきではないか。                                     | 今後ハンドブック等で説明していく予定です。  |

### ○（仮称）座間市市民協働推進条例以外に関する意見

|   | 意見概要   | 意見に対する考え                    |
|---|--|-----------------------------|
| 1 | 協働事業の中間報告や事業結果の内容をホームページに掲載してもらいたい。              | 現在、事業結果をホームページに掲載しております。    |
| 2 | 第9条座間市市民協働推進会議のメンバー構成と会議内容は市民がチェックできるようにしてもらいたい。 | 委員名簿、会議録は毎回ホームページに掲載しております。 |